



## &lt;記入要領&gt;

1. 申請日を必ず記入してください。
2. 署名、捺印は申請者名と同意欄の2箇所にお願いします。同意欄に署名、捺印が無い場合、6月以降に新年度所得の証明発行が可能となつた際に、再度、所得の証明（所得課税証明書の提出）を行つていただく必要があります。自署の場合は押印不要です。
3. 年齢は援助を希望する当該年度の4月1日を基準として記入してください。また、学年についても申請時点ではなく当該年度における学年を記入していただく必要がありますので、ご注意ください。
4. 申請書に記入いただく「児童生徒以外の家族」については、住民登録上世帯分離をしている、単身赴任で県外にて住民登録をしている家族がいる場合など申請する世帯と住所が違う場合でも生計が同一であれば記入していただく必要があります。
5. 申請理由2（市民税が非課税または減免）については、各種控除の結果、課税がかからない場合ではなく、以下の要件を満している方が対象です。
 

●障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方  
※障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の本人控除が適用されていることが条件となります。
6. 申請理由9に該当する場合に記入していただく②（家賃月額）、③（世帯内の障がい者手帳取得者の有無）は認定基準に反映されるため、正確にご記入ください。ただし、住宅ローンの支払い等は②に該当しません。
7. 通信環境調査については、オンライン学習通信費の支給に関わる調査となります。Wi-Fi等によりオンライン学習を行うことができる環境があるかどうか回答してください。また、オンライン学習通信費についてはオンライン学習実施校が対象となります。

## ○必要添付書類

| 該当項目                                       | 必要書類   |
|--|--|
| (1) 生活保護が停止または廃止になった方                      | ○なし（教育委員会で確認します）<br>※令和7年度以降に生活保護が停止または廃止となった方   |
| (2) 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方 | ○所得課税証明書（申請時点で最新のもの、コピー不可）<br>※必ず、本人該当項目の欄に控除があるかどうかご確認ください。<br>発行場所：鳥取市役所 市民課、各総合支所 市民福祉課 等   |
| (3) 個人事業税の減免を受けている方                        | ○減免の決定通知書のコピー（申請時点で最新年度のもの）<br>発行場所：鳥取県税事務所  |
| (4) 固定資産税の減免を受けている方                        | ○減免の決定通知書のコピー（申請時点で最新年度のもの）<br>発行場所：鳥取市役所 固定資産税課   |
| (5) 国民年金保険料の免除を受けている方                      | ○免除の承認通知書のコピー（申請時点で最新年度のもの）<br>発行場所：年金事務所  |
| (6) 国民健康保険料の減免、または徴収の猶予を受けている方             | ○減免の決定通知書のコピー（申請時点で最新年度のもの）<br>発行場所：鳥取市役所 保険年金課  |
| (7) 児童扶養手当の支給を受けている方                       | ○児童扶養手当証書のコピー（申請時点で最新年度のもの）<br>発行場所：鳥取市役所 こども未来課   |
| (8) 生活福祉資金による貸付を受けている方                     | ○貸付の決定通知書のコピー（令和7年度以降に決定を受けたもの）<br>※緊急小口資金等の一時的な貸付については対象になりません。<br>発行場所：貸付を受けている社会福祉協議会   |
| (9) その他、所得の減少等によりお困りの方                     | <p><b>【就業中の方】</b><br/>           ○令和7年分源泉徴収票または確定申告書のコピー<br/>           ○直近の給与明細3か月分以上（源泉徴収票がない場合や家計が急変した場合）</p> <p><b>【年金受給の方】</b>※遺族年金、障害年金等を含む<br/>           ○令和7年分源泉徴収票または最新の年金振込通知書のコピー</p> <p><b>【就業していない方】</b><br/>           ○雇用保険被保険者離職票のコピー（発行場所：ハローワーク）<br/>           ○各会社等で発行された退職を証明する書類<br/>           ○地区担当民生児童委員による確認書類（上記の証明書類がない場合）</p> <p><b>【6月以降の提出の場合】</b><br/>           ○令和8年度市県民税所得課税証明書（コピー不可）<br/>           発行場所：鳥取市役所 市民課、各総合支所 市民福祉課 等</p> <p><b>【障がい者手帳等を取得している方】</b><br/>           ○障がい者手帳等のコピー（該当者全員分）</p> <p><b>【東日本大震災等による避難者】</b><br/>           ○罹災証明書及び令和7年分収入が証明できる書類</p> <p><b>【その他特別な事情がある方】</b><br/>           ○裁判所が発行する調停裁判の証明書（離婚調停中の場合）<br/>           ○地区担当民生児童委員及び学校長による所見書<br/>           （申請者の配偶者等が、家族実態もなく連絡も取れない場合等）</p> |

※申請時点において添付書類の該当する年度が異なりますので、ご注意ください。

※「各決定通知書」、「児童扶養手当証書」等については、決定時に発送されていますので、紛失等によりお手元にない場合は各発行場所にて再発行をしていただくようお願いします。

※提出される際は、所得課税証明書以外は原本ではなく写し（コピー）を添付してください。

◆口座振込依頼書欄の確認書類（提出書類）について

- ・申請者名義の通帳等の写し（コピー） ※金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの
- ・申請者名義と異なる口座を指定される場合は、委任状が必要です。